

国立研究開発法人土木研究所の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

農林水産省

国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図ることを目的としており、研究成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に関する農水産業振興に係るその任務を的確に遂行している。

具体的には、国の政策目標における役割を果たすため、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映できる研究を実施するなど公的機関に期待される業務を行っている。

研究所の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

なお、見直しに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を踏まえている。

第1 事務及び事業の見直し

1. 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等

国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する研究開発に重点化し、安全・安心な社会の実現、グリーンイノベーションによる持続可能な社会の実現、社会資本の戦略的な維持管理・長寿命化、土木技術による国際貢献等に資する研究開発等を行っている。

今般、国の政策に適切に対応するとともに、独立行政法人通則法において、我が国に

における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とするとされたことを踏まえ、本事務及び事業の見直しを行う。

具体的には、行政施策の立案や技術基準の策定等に反映される技術的知見を得るための研究開発を実施するとともに、長期的な視点に立った研究開発に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。また、土木技術による生産性向上、省力化への貢献について強化する。さらに、土木技術による国際貢献活動を強化するとともに、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実を図る。

第2 業務実施体制の見直し

(1) 組織形態の見直し

引き続き、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を実施するため、現在の組織形態を維持する。

(2) 組織体制の整備

研究開発成果の最大化のために必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

(3) 業務運営体制の整備

引き続き、共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。また、引き続き、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努める。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

(1) 調達の合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会

計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(2) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(3) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(4) 自己収入の確保

競争的資金等外部資金の積極的な獲得、施設・設備の効果的な整備及び効率的な運営とともに、外部機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。

(5) 中長期計画の予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(6) その他

研究テーマの特性に応じて、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発における効果的・効率的な連携を推進する。

また、研究評価を行い、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施する。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。

研究所が研究成果として取得する知的財産権については、適切な確保及び管理を行う。

上記(1)から(6)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。